ご注意ください!来年の確定申告からは、 申告書(控)に税務署の収受印がもらえなくなります!

確定申告書(控)への 収受印 廃止について

【 令和7年1月より変更 】

これまで、書面提出による確定申告を行っていた方は、税務署への提出時に「控え」の用 紙へ提出月日入りの『収受印』が押され、提出の証明とすることができていました。

しかしこの度、国税庁より「確定申告書等への控えに対し令和7年1月から 収受印の押捺を廃止する」との発表がありました。

このため、**来年度の確定申告からは、控え書類への収受印がもらえなく** なります。

確定申告関係について、来年度以降は下記のように変更となりますのでご確認ください。

提出書類

●今回の申告まで

確定申告書(提出用)と(控え) の両方を提出。

収受印が押されて返却された **(控え)を保管**します。



●来年の申告から

確定申告書(提出用)だけを提出。

(控え) については各自保管し、 提出年月日を記録しておく。



えっ?『提出した日付を自分で記録する』ってことは、来年以降は『税務署 による公的な証明』が無くなるってことなの?

証明書等

来年度以降は収受印に代わる公的証明書の取得や確認手段として、国税庁 からは下記の5つの方法が提示されています。

① e-Taxによる申告

電子申告時に送付される 受信通知には 氏名・住所・受付日時・番号等が記載 されているため、この通知自体が提出 の証明書となります。

② 申告書情報取得サービス

書面で提出の場合でもe-Taxを通して 無料でPDFデータを取得することがで きます。

(※オンラインのみのため、利用にあたっては マイナンバーカードが必要です)

③ 保有個人情報の開示請求

税務署に開示請求をすることで申告書 等の内容確認をすることができます。 ただし利用には手数料と時間(300円 /約1ヶ月)が必要となります。

4 税務署での閲覧サービス

税務署窓口にて過去に提出した申告書 等を閲覧することができます。閲覧し た書類の画像データとして撮影するこ とも申請すれば可能です。

⑤納稅証明書発行

税務署窓口にて証明書の発 行を受けることができます。 手数料は税目ごと1年度に つき400円です。

「収受印廃止」について 詳しくは下記QRコード からご確認ください

国税庁HF





※e-Taxのご利用なら手数料がかからず手元に証明書が残るので安心です。